

## 総務常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第102号 令和4年度八戸市一般会計補正予算

#### ○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
7款 商工費	1項 商工費	2目7節、11節、18節中心市街地活性化推進協議会負担金、9目、10目
8款 土木費	4項 都市計画費	1目8節
5款 労働費	1項 労働諸費	1目
10款 教育費	全部	
1款 議会費	全部	
2款 総務費	1項 総務管理費	1目17節、3目24節健康づくり推進基金積立金、都市緑化基金積立金、4目18節、5目、6目、9目を除く
	2項 徴税費	
	4項 選挙費	
	6項 監査委員費	
12款 公債費	全部	
第2条 繰越明許費	全部	
第3条 債務負担行為の補正		課税入力業務委託料、市議会議員選挙ポスター掲示場設置管理及び撤去等委託料

#### ○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第4条地方債の補正

議案第117号 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第115号 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議案第118号 八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第109号 令和4年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第119号 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第121号 新井田公園テニスコート増設等工事（その2）請負の一部変更契約の締結について

#### [総務協議会]

##### ○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市デジタル推進計画（原案）について

## 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

## 2 改正の内容

## (1) 一般職の職員

## ① 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げ

## ② 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を 0.10 月分引き上げ（再任用職員は 0.05 月分）

区分		現行	改定後	
			(A)令和 4 年度改定分 (令和 4 年 4 月 1 日適用)	(B)令和 5 年度改定分 (令和 5 年 4 月 1 日施行)
再任用職員を 除く職員	6 月期	0.90 月分	0.90 月分	<u>0.95 月分</u>
	12 月期	0.90 月分	<u>1.00 月分</u>	<u>0.95 月分</u>
	計	1.80 月分	<u>1.90 月分</u>	<u>1.90 月分</u>
再任用職員	6 月期	0.425 月分	0.425 月分	<u>0.45 月分</u>
	12 月期	0.425 月分	<u>0.475 月分</u>	<u>0.45 月分</u>
	計	0.85 月分	<u>0.90 月分</u>	<u>0.90 月分</u>

## ③ 改正する条例

- ・八戸市職員の給与に関する条例

## (2) 特別職の職員等

### ① 期末手当の改定

期末手当の支給割合を 0.10 月分引き上げ

区分		現行	改定後	
			(A)令和 4 年度改定分 (令和 4 年 12 月 1 日適用)	(B)令和 5 年度改定分 (令和 5 年 4 月 1 日施行)
市民病院事業 管理者を除く 特別職等	6 月期	1.575 月分	1.575 月分	<u>1.625 月分</u>
	12 月期	1.575 月分	<u>1.675 月分</u>	<u>1.625 月分</u>
	計	3.15 月分	<u>3.25 月分</u>	<u>3.25 月分</u>
市民病院事業 管理者	6 月期	1.80 月分	1.80 月分	<u>1.85 月分</u>
	12 月期	1.80 月分	<u>1.90 月分</u>	<u>1.85 月分</u>
	計	3.60 月分	<u>3.70 月分</u>	<u>3.70 月分</u>

### ② 改正する条例

- ・ 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例
- ・ 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、一般職の職員の改定については令和 4 年 4 月 1 日から、特別職の職員等の改定については令和 4 年 12 月 1 日から適用し、令和 5 年度改定分については令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

## 1 改正等の理由

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景として、複雑高度化する行政課題への的確な対応が求められている中、高齢期職員の経験や能力の活用を一層進めるため、令和 5 年度より国家公務員の定年が 60 歳から 65 歳へ段階的に引き上げられることとなった。

これを受けて、令和 3 年 6 月に地方公務員法が改正され、地方公務員においても同様の措置が講じられるため、当市においても関係条例について所要の改正を行うものである。

## 2 条例改正の概要

## (1) 段階的な定年引上げの実施

対象者	定年年齢	退職時期
令和 5 年度に 60 歳となる職員 (S38 生)	61 歳	令和 6 年度末
令和 6 年度に " (S39 生)	62 歳	令和 8 年度末
令和 7 年度に " (S40 生)	63 歳	令和 10 年度末
令和 8 年度に " (S41 生)	64 歳	令和 12 年度末
令和 9 年度に " (S42 生)	65 歳	令和 14 年度末

※南郷診療所の医師等については、定年年齢を 65 歳から 70 歳へ段階的に引き上げる。

## (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

定年を引き上げる中であっても、若手・中堅職員の昇任機会を確保し、組織全体の活力を維持するため、60 歳時点で管理監督職（課長級以上）にある職員は、原則、管理監督職以外の職（課長補佐級）へ降任させる。

## (3) 定年引上げ職員の給与の取扱い

## ① 給料月額 の 7 割支給

引上げ後の定年年齢までフルタイムで勤務する職員の給料月額は、60 歳時点の給料月額 の 7 割水準とする。

## ② 退職手当に関する特例

61 歳到達年度以降に退職した職員の退職手当は、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ不利益とならないよう、60 歳時点の給料月額により算定する。

## (4) 定年前再任用短時間勤務制の導入と暫定再任用制の実施

## ① 定年前再任用短時間勤務制

職員の健康上又は人生設計上の理由等による多様な働き方へのニーズに対応するため、本人の希望により、定年退職までの間は、再任用短時間の職に任用できる制度を設ける。

## ② 暫定再任用制 ※現行再任用制度の経過措置

現行の再任用制度を廃止し、定年年齢を段階的に引き上げる間は、現行と同様に定年後に再任用できる制度を暫定的に設ける。

## (5) 情報提供・意思確認

職員に 60 歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60 歳以後の勤務の意思を確認する。

### 3 改正等をする条例

- (1) 八戸市職員の定年等に関する条例
- (2) 八戸市職員の再任用に関する条例 ※廃止
- (3) 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (4) 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例
- (5) 八戸市職員の育児休業等に関する条例
- (6) 八戸市職員の勤務条件に関する条例
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (8) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (9) 八戸市職員の給与に関する条例
- (10) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例
- (11) 八戸市職員の寒冷地手当支給条例
- (12) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

※退職手当については、別途、八戸市職員退職手当支給条例の一部改正（案）により対応する。

### 4 改正等の主な内容

	改正する条例	改正等の主な内容（規定の整備等）
1	八戸市職員の定年等に関する条例	①定年引上げに係る措置 定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とする。 ②管理監督職勤務上限年齢制 原則、60歳に達した管理監督職（課長級以上）職員は、非管理監督職に降任する。 ③定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制 ア 60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できることとする。 イ 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間、現行と同様に定年後に再任用できる制度を暫定的に措置する。 ④情報提供・意思確認制度 職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する。
2	八戸市職員の再任用に関する条例 ※廃止	現行の再任用制度は経過措置として暫定的な取扱いとなり、また、定年前再任用短時間勤務制については八戸市職員の定年等に関する条例に新たに規定するため、廃止する。
3	八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	減給の懲戒処分中に60歳を迎え、4月1日に給料月額が7割措置となった場合、減給額は、7割措置となった給料月額を基礎として算定する。
4	八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例	定年の引上げに伴う役職定年及び給料月額の7割措置の規定を設ける。 ※降任及び給料月額の7割措置は分限とされている。
5	八戸市職員の育児休業等に関する条例	育児休業や育児短時間勤務をすることができない規定において、管理監督職から降任させない職員を追加するほか、再任用短時間勤務職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める。

	改正する条例	改正等の主な内容（規定の整備等）
6	八戸市職員の勤務条件に関する条例	現行の再任用短時間勤務職員に係る勤務時間や年次有給休暇等の規定を、定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める。
7	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員の規定において、管理監督職から降任させない職員を追加する。
8	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	公益的法人等へ派遣等ができない職員の規定において、管理監督職から降任させない職員を追加する。
9	八戸市職員の給与に関する条例	<p>①60歳に達した職員の給与 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額を、当該職員に適用される給料表の級及び号給に応じた額の7割とする。</p> <p>②役職定年による降任をされた職員の給与 管理監督職勤務上限年齢による降任をされた職員に対し、従前の給料月額の7割水準の額となるよう調整額を支給する。</p> <p>③定年前再任用短時間勤務職員の給与 現行の再任用短時間勤務職員に係る給料月額の算定方法の規定を削除し、新たに定年前再任用短時間勤務職員の算定方法を規定する。また、現行の再任用短時間勤務職員が支給対象となる諸手当については、引き続き支給対象とする。</p> <p>④暫定再任用職員の給与 暫定再任用職員に係る給料月額及び諸手当について、現行の再任用職員と同様の取扱いとする。</p>
10	八戸市職員の特殊勤務手当支給条例	現行の再任用短時間勤務職員に係る手当を時間割する規定を、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定に改める。また、暫定再任用職員にも規定を適用する。
11	八戸市職員の寒冷地手当支給条例	現行の再任用職員を適用除外としている規定を、定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める。また、暫定再任用職員も、適用除外とする。
12	八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	現行の再任用職員に係る一部手当を適用除外としている規定を、定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める。また、暫定再任用職員も、適用除外とする。
13	八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	現行の再任用職員を公表対象としている規定を、定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める。また、暫定再任用職員にも規定を適用する。
14	八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	60歳に達した職員の給与及び役職定年による降任をされた職員の給与は、八戸市職員の給与に関する条例の規定に準じて管理者が定める規定を追加する。
15	八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	医師又は歯科医師等の職員を除く、60歳に達した職員の給与及び役職定年による降任をされた職員の給与は、八戸市職員の給与に関する条例の規定に準じて管理者が定める規定を追加する。

## 5 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、八戸市職員の定年等に関する条例の対象職員への情報提供及び意思確認に係る規定は、公布の日から施行する。

## 定年の段階的引上げ 早見表

⇒定年引上げの開始（R5～）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
定年	60歳	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
【参考】特例定年（医師等）	65歳	65歳	66歳	66歳	67歳	67歳	68歳	68歳	69歳	69歳	70歳	70歳	70歳
生年月日	S33.4.2 ~ S34.4.1	63歳 現再③	64歳 現再④	65歳 暫再									
	S34.4.2 ~ S35.4.1	62歳 現再②	63歳 現再③	64歳 暫再	65歳 暫再								
	S35.4.2 ~ S36.4.1	61歳 現再①	62歳 現再②	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再							
	S36.4.2 ~ S37.4.1	60歳 定年	61歳 現再①	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再						
	S37.4.2 ~ S38.4.1	59歳	60歳 定年	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
	S38.4.2 ~ S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
	S39.4.2 ~ S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			
	S40.4.2 ~ S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳 暫再	65歳 暫再		
	S41.4.2 ~ S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳 暫再	
	S42.4.2 ~ S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年
	S43.4.2 ~ S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳

    フルタイム勤務又は定年前再任用短時間勤務が可能

    現再：現行再任用制度による任用（取消線箇所は対象者なし。）

    暫再：暫定再任用制度による任用（取消線箇所は対象者なし。）

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正の内容

(1) 定年引上げに伴う退職手当に関する特例の新設等

定年引上げに伴う給与減額後に退職する職員の退職手当について、定年引上げ前と比較して不利益が生じないように、国家公務員退職手当法の改正に準じた特例を設けるとともに、早期退職者に係る退職手当額の割増については、当分の間、改正前の取扱いを維持する。

①60 歳に達した日以後に退職する職員の退職手当の支給率に係る特例

60 歳に達した日以後の自己都合退職における退職手当の基本額について、退職事由を「定年」扱いとして手当額を算定する。

②退職手当の基本額の計算方法の特例

定年引上げに伴い 60 歳以降の給与が減額となる職員の退職手当の基本額については、給料月額を減額する前までの期間と、減額後から退職時までの期間に分けて算定する。

③退職手当額の割増率等の維持

現行の退職手当条例において、退職手当の基本額の割増しを行う対象者は、25 年以上勤続した者のうち満 50 歳から 59 歳まで（医師・歯科医師の場合 55 歳から 64 歳まで）の職員で、割増率については、定年の年齢である 60 歳（同 65 歳）と退職時の年齢の差に相当する年数 1 年につき 2%としているが、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。

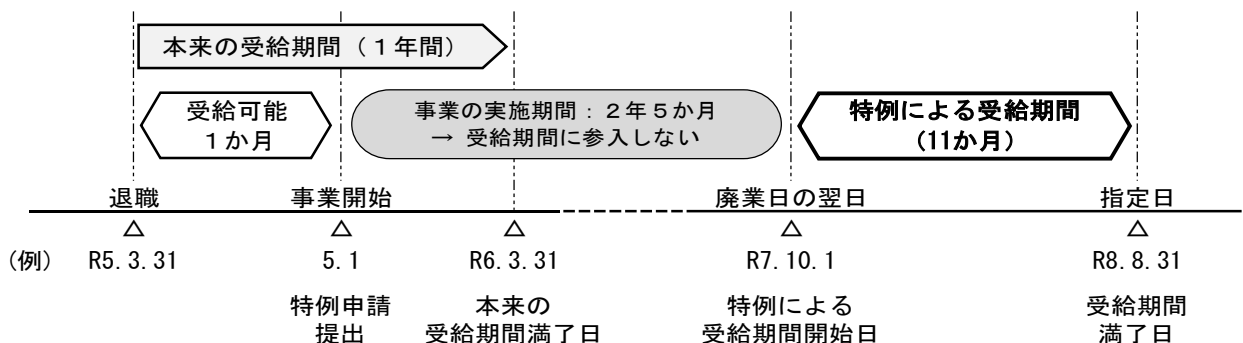
(2) 失業者の退職手当における受給期間の特例の新設

①失業者の退職手当制度（概要）

一般の労働者が失業等をした場合には、雇用保険法において生活及び雇用の安定を図るために必要な失業等給付を行うこととされているが、公務員は同法の適用除外とされており、職員の退職手当が雇用保険法の失業等給付額に満たない場合には、条例により同程度の給付が受けられるよう措置されている。 ※在職期間 5 年以内程度の職員

②改正の内容

失業者の退職手当の受給期間は、原則、退職日の翌日から 1 年以内となっているが、雇用保険法の一部改正に伴い、失業等給付の基本手当の受給資格者が事業を開始した場合等には、最長 3 年間まで受給期間に算入しない特例が設けられたことから、同様の給付内容となるよう所要の改正を行う。





### (3) 非常勤職員に係る退職手当の支給対象要件の緩和

非常勤職員に対する退職手当条例の適用にあたり、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上である月が引き続いて6月を超えると、常勤職員とみなして退職手当の支給対象としているが、週休日及び祝日等を除いた勤務日数がそもそも少ない月にあっては、非常勤職員にとって不利になる場合があるため、国においてその要件を緩和することとなったことから、国の取扱いに準じて所要の改正を行う。

## 2. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、雇用保険法等の一部改正に伴う失業者の退職手当の改正及び非常勤職員に係る退職手当の改正については公布の日から施行する。

## 議案第119号 八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

日計ヶ丘小学校を廃止するためのものである。

### 2 改正内容

(1) 条例中、別表の中から、八戸市立日計ヶ丘小学校の項を削る。

現行		改正後	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八戸市立根岸小学校	八戸市日計五丁目8番1号	八戸市立根岸小学校	八戸市日計五丁目8番1号
八戸市立日計ヶ丘小学校	〃 大字河原木字日計上11番地1	八戸市立是川小学校	〃 是川四丁目1番地
八戸市立是川小学校	〃 是川四丁目1番地	(略)	
(略)			

(2) 当該条例改正に伴い、八戸市学校給食条例の別表の中から、八戸市立日計ヶ丘小学校の項を削る。

現行		改正後	
区分	学校給食の実施の対象となる学校	区分	学校給食の実施の対象となる学校
(略)		(略)	
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立根岸小学校 八戸市立日計ヶ丘小学校 八戸市立是川小学校	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立根岸小学校 八戸市立是川小学校
(略)		(略)	

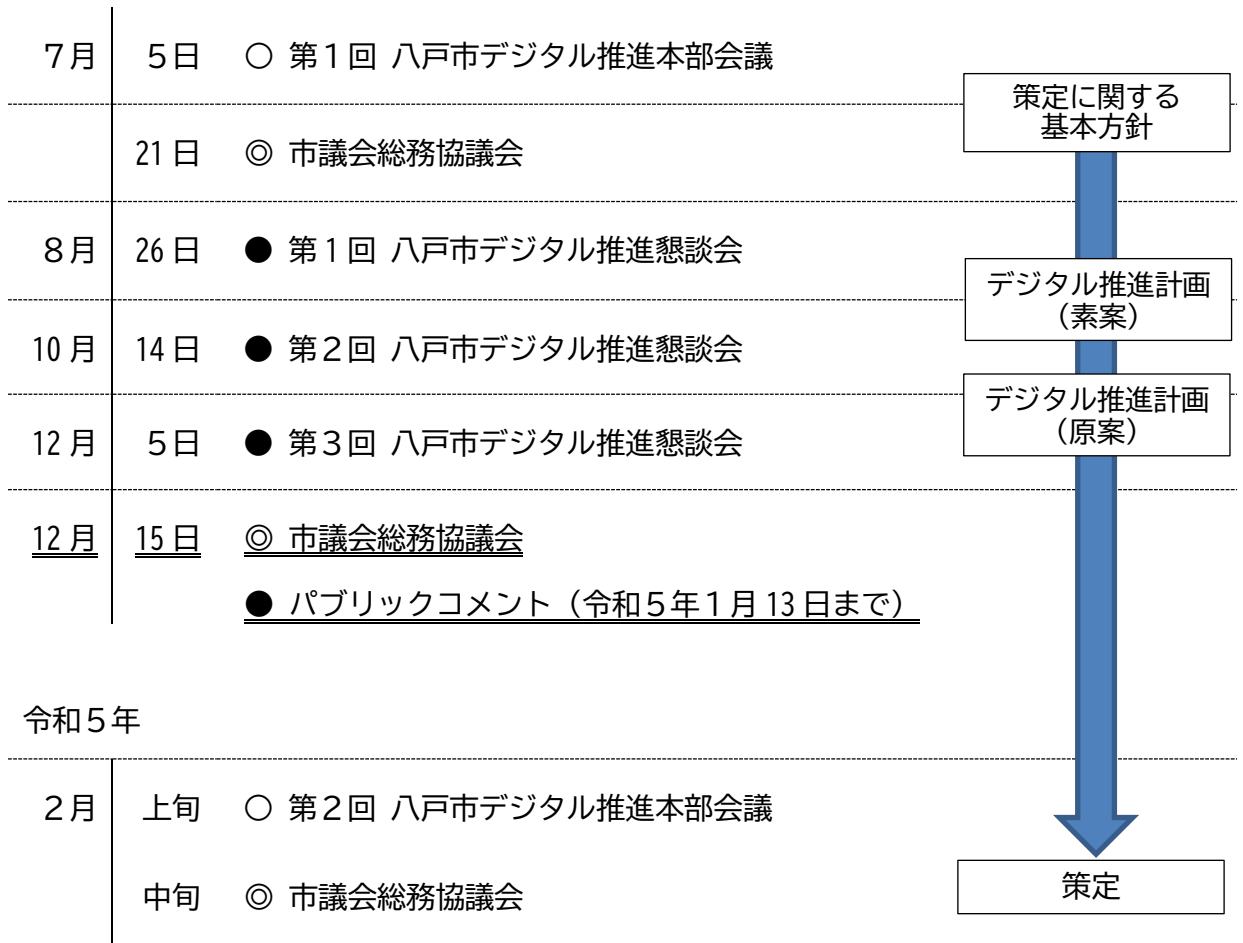
### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 八戸市デジタル推進計画（原案）について

### 1 策定経過等について

令和4年



### 2 八戸市デジタル推進計画（原案）

・別添のとおり